

令和4年度

教育行政執行方針

芽室町教育委員会

令和4年度 教育行政執行方針

令和3年芽室町議会定例会3月定例会議の開会に当たり、令和4年度芽室町教育委員会教育行政執行の基本方針及び重点施策を申し上げます。

I 教育行政に臨む基本方針

今日、我が国は、人口減少や少子高齢化の進行、グローバル化の進展、及び日本の新しい未来社会の姿と言われる「Society5.0」の到来、さらには、今なお警戒が必要な状況が続く新型コロナウイルス感染症の克服など、生活や社会の劇的な変化への対応が求められる中、これらを教育行政の変革の好機として捉え、誰一人取り残すことのない教育、誰もがどこにいても安心して学び続けることのできる教育環境を整えてまいります。

また、「郷育・夢育」を視点とした事業や「プラスの息の教育（プラス思考で考動する生き方を推奨する教育）」、SDGsの取組などを通して、学校、家庭、地域、関係機関等との連携・協働を深める中で、「芽室町教育大綱」の基本理念である『心豊かで「次代に輝く 芽室の人」を地域全体で育みます！』の具現化に向け、「芽室町教育振興基本計画」「芽室町社会教育推進中期計画」を推進するなど、地域共創に寄与する教育行政を推進してまいります。

II 重点施策の展開

次に、令和4年度において、重点的に取り組む施策を申し上げます。

1 自ら未来を拓く力を育む教育の推進

1 つ目、学びを止めることなく、児童生徒が自ら未来を拓く力の育成を図る教育の推進についてであります。

第1に、「確かな学力と社会の変化に対応する力の育成」では、GIGA スクール構想の具現化を図るため、教員のICT活用指導力を高めるとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実など、これまでの実践とICTのベストミックスを図るよう努める中で、一人一人の個性を伸ばし、創造性を育む教育を推進します。

また、小学校全学年での35人以下学級編成の継続による習熟度別・少人数指導等の推進、タブレット端末を生かした家庭学習の充実、さらに、本町の発達支援システムや「芽室町スタートカリキュラム」をもとに、幼保・小の円滑な接続や小中一貫教育を推進するなど、一人一人の学びの保障と確かな学力の向上に努めます。

第2に、「規範意識や豊かな心の育成」では、「めむろ郷育・夢育推進事業」や「考え、議論する道徳」、キャリア教育の充実などにより、郷土愛や自己有用感、夢への挑戦心の醸成を図る中で、社会への参画力を育てるとともに、誰もが個性や能力を発揮できるよう、ジェンダー平等や多様性への理解を深める教育を推進します。

また、「芽室町いじめ防止基本方針」や「芽室町不登校支援システム」をもとに、より多様なニーズに応えるため、教育支援センター「ゆうゆう」の機能の

充実を図るとともに、学校、家庭、地域、関係機関等が連携・協働する体制を整えることにより、問題の未然防止と早期発見・早期解決に努めます。

第3に、「健やかな体の育成と健康・防災教育の推進」では、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果等を踏まえ、授業改善や運動習慣の定着、及び生活習慣病検査による早期発見・早期解決を図る取組を強化します。

また、地元産食材を活用した「めむろまるごと給食」を含め、食農教育推進の基盤となる日々の学校給食については、町が、学校給食材料費の高騰分を子育て世帯の経済的支援として継続する中で、より児童生徒と生産者の思いや願いを生かした内容の充実に努めます。

さらに、小・中学校における食農体験、及び食と農業や各種産業等との関連、地産地消や食と健康に関する知識・理解を深める指導など、食と農の今と未来を学ぶ食農教育を推進します。

加えて、災害予防等の知識の向上や地震、水害等における具体的な避難や対応方法の習得など、自らの安全を確保したり、進んで他の人や地域の安全を支えたりする力を育む体験的な防災教育を推進します。

第4に、「特別なニーズに対応した教育の推進」では、「見通し」と「つなぎ」を重視し、組織的かつ計画的な指導を推進するとともに、地域コーディネーターが中心となり、校種間連携や訪問看護の派遣、及び ICT を活用した学びの保障など、一人一人の可能性を広げる指導・支援に努めます。

第5に、「地域とともにある学校づくりの推進」では、コミュニティ・スクールを基軸として、人と地域を生かし、つなぐ教育を重視する中で、自ら未来を拓く力を育む探究・提案・発信型の小・中9年間を通した学びである「めむろ未来学」の実践検証、及び社会の一員として主体的に判断し、行動する力を育成するなど、持続可能な町づくりにつながる教育を推進します。

また、持続可能な山村留学制度の推進を図るため、上美生小・中学校における学園構想を構築し、学校や地域との連携を強化します。

第6に、「教育の機会均等の推進」では、貧困や教育格差の問題を踏まえ、就学援助や大学等奨学金貸付の継続、コロナ禍における生活困窮世帯等への緊急支援、及びヤングケアラーの早期発見・早期支援に随時取り組みます。

第7に、「安全・安心で質の高い教育環境の整備」では、「学校施設等長寿命化計画」「ICT 整備・活用指針」に基づき、令和4年度の主な改修については、芽室西中学校校舎・体育館内部改修、及び「映す・書く・つながる・共有する」機能を持つ大型提示装置の計画的な購入を進めます。

また、「芽室町立学校における働き方改革推進プラン」に基づき、校務支援システムを生かした学校運営体制の充実、及び教育改革の重要な柱となる教職員の資質・能力の向上と服務規律の保持の徹底に努めます。

2 社会教育を中核とした生涯学習の推進

次に、町民一人一人が自己実現と社会貢献を図るための社会教育を中核とした生涯学習の推進についてであります。

第1に、「青少年の基本的な生活習慣の定着と体験活動の場の充実」では、寺子屋めむろの開催をはじめ、総合体育館や温水プールでの運動教室や講座の開催、及び住民参加型イベント「チャレンジデー」を継続実施します。

また、「一流を見て、聴いて、学ぶ」機会の充実を図る一環として、北海道十勝スカイアーススポーツ株式会社及び株式会社北海道日本ハムファイターズとの連携事業の継続と充実に努めます。

さらに、野外活動体験や宿泊体験、友好都市との交流体験の実施、及び公民館、図書館、ふるさと歴史館における各種講座の充実に努めます。

第2に、「地域学校協働活動の推進」では、「めむろ郷育・夢育応援団本部」を基盤として、「支援」から「連携・協働」、「個別」から「ネットワーク」への転換を図ることにより、学校や地域コミュニティの活性化を図るとともに、活動内容の周知に努め、全町的な取組となるよう努めます。

また、「芽室ジモト大学」事業については、共に郷土愛を育み、共に未来を創る学びと成長の場となるよう、内容の充実に努めます。

第3に、「学習支援体制の充実と学習発表の場の提供」では、文化・芸術・スポーツ団体、町民活動支援センター登録団体等と連携し、芽室町地域指導者人材

バンクの活用も含め、地域学校協働活動等の活動機会の提供に努めます。

また、フレンドリーコンサートや文化芸術鑑賞会、町民文化展の開催、町民文芸の発行支援の継続など、町の文化の香りを感じていただけるよう努めます。

さらに、幼少期からの読書の推奨や子どもの発達段階に応じた学習機会の提供、及び家庭教育学級、子育てサークル活動の充実を図る支援に努めます。

第4に、「社会教育・社会体育施設の機能の充実」では、各施設が学びの拠点となり、地域コミュニティを生み出すよう、利用者ニーズに応じた施設の修繕、備品の更新などを計画的に進めるとともに、中央公民館事業や図書館事業と町民活動支援センターとの連携・協働、ふるさと歴史館の機能の充実に努めます。

また、「めむろの顔」となる健康増進拠点施設である町営水泳プール整備事業においては、令和5年度の供用開始に向けて着工するとともに、水泳プールの運営等に関する具体的な準備を進めます。

第5に、「社会教育団体の支援」では、社会教育協会や体育会、文化協会、PTA、青少年健全育成協議会、スポーツ少年団、及び子ども会や郷土芸能メモロ太鼓保存会など、各種活動の円滑な推進や充実を図る支援に努めます。

第6に、「高齢者の学習機会の充実と社会参加の促進」では、「めむろ柏樹学園」のカリキュラム内容の充実とともに、高齢者がこれまで経験し、培ってきた知識・技能を子どもたちに還元するなど、社会参加の機会を提供します。

第7に、「文化財の調査・保護の推進」では、引き続き、町の天然記念物である芽室公園の柏の木の保護をはじめ、町民が保有している貴重な資料などについて所在調査を行います。

第8に、「発祥の地ゲートボールの普及振興」では、発祥の地としてゲートボールの灯を再燃させるよう「挑戦の流儀」とした普及活動事業を昨年度に引き続き、集中的に実施するよう努めます。

Ⅲ むすびに

町の将来像「みんなで創り みんなでつなぐ ずっと輝くまち めむろ」の実現を目指し、誰もが自らの可能性を生かし、豊かな人生を切り拓くとともに、持続可能な社会の創り手となる人材を育成するため、教育や生涯学習の魅力を創造する教育行政の推進に努めてまいります。

町議会議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、教育行政執行方針といたします。